



資料編

参考資料(1) 環境保全に向けた取組の動向

参考資料(2) 成田市動植物生息調査の概要

参考資料(3) 第2次成田市環境基本計画(中間見直し)の進捗状況

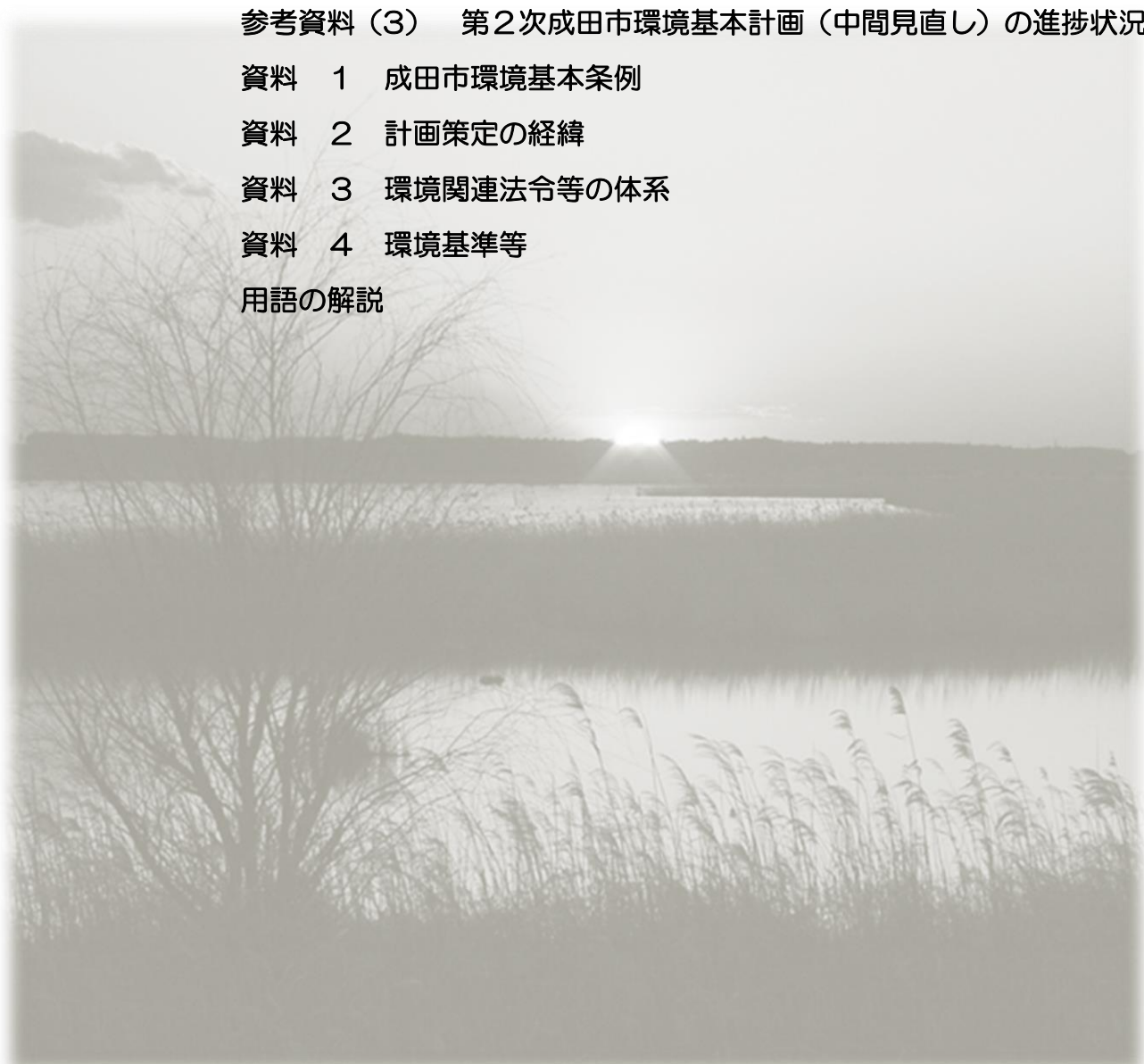
資料 1 成田市環境基本条例

資料 2 計画策定の経緯

資料 3 環境関連法令等の体系

資料 4 環境基準等

用語の解説



参考資料（１） 環境保全に向けた取組の動向

【参考】 地球環境問題の解決に向けた国際的な取組

1992（平成 4）年にブラジル・リオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際連合会議」（通称：地球サミット）で、恵まれた地球環境を将来の世代にも引き継ぐため、環境保全と経済発展の共存という『持続可能な開発』についての行動計画「アジェンダ 21」と「森林原則声明」が合意されました。また、「気候変動枠組条約」と「生物多様性条約」が提起され、署名が開始されました。

2002（平成 14）年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議（リオ+10、ヨハネスブルグサミット）」では、具体的な内容を示したアクションプラン策定が合意され、『持続可能性』をキーワードに世界中で環境保全活動が進められてきています。

2015（平成 27）年の国連総会において、環境保全と貧困撲滅に向けた「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals :SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、国際社会は、社会・経済に加え環境に関する様々な課題を総合的なものとして認識し、目標である 2030（平成 42）年に向けて解決のために行動していくという強い意志を共有することになりました。

地球温暖化対策に向けて

地球温暖化対策については、1997（平成 9）年に京都で開催された国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）で「京都議定書」が採択され、参加している先進国全体に対して、第一約束期間（2008～2012 年）に 1990 年比での温室効果ガスの排出量削減が義務付けられました。また、わが国は参加していませんが、第二約束期間（2013～2020 年）での削減も進められています。

2015（平成 27）年にフランス・パリで開催された第 21 回締約国会議（COP21）において、すべての国が参加する 2020（平成 32）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組となる「パリ協定」が採択され、世界共通の長期目標として産業革命後の世界の平均気温の上昇を 2℃以内（努力目標 1.5℃）の設定、すべての国による削減目標の 5 年ごとの提出・更新が位置付けられました。

生物多様性保全に向けて

生物多様性については、2010（平成 22）年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）において、生物多様性条約の目的である「生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」の達成に向け、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書が採択されました。

また、「遅くとも 2020 年までに生物多様性の価値及びそれを保全し持続可能に利用するために取り得る行動を、人々が認識する」目標をはじめ、生物多様性の損失を止めるための 20 の個別目標からなる愛知目標が合意されました。

【参考】 わが国の地球温暖化対策・生物多様性保全に向けた取組

地球温暖化対策に向けて

【地球温暖化対策への取組に向けて】

地球温暖化対策では、京都議定書の第一約束期間での日本の約束である「温室効果ガス排出量の 1990 年比 6%削減」は、排出量そのものは増加しましたが、森林吸収や京都クレジットにより目標は達成されました。第二約束期間については、途上国の削減義務がない同議定書を不服とし、日本は参加を見送りました。

しかし、すべての国が参加する「パリ協定」への締結を踏まえ、2015（平成 27）年に「地球温暖化対策推進法」を一部改正し、「地球温暖化対策計画」を定め、更なる温室効果ガスの排出削減を目指すことにしました。

生物多様性保全に向けて

【生物多様性保全への取組に向けて】

1995（平成 7）年に生物多様性国家戦略を策定、その後、里山・干潟を含めた生物多様性の保全、自然再生の推進、多様な主体の参加と連携などを含む改訂を行いました。2008（平成 20）年に「生物多様性基本法」を公布施行し、2011（平成 23）年に地域連携保全活動を促進し、保全を図っていくため「生物多様性地域連携促進法」を施行しました。

2012（平成）年に「愛知目標」の達成に向けた国のロードマップと東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示した「生物多様性国家戦略 2012-2020」を定め、社会での生物多様性の浸透、地域における人と自然との関係の見直しと再構築などを目指していくことにしました。

【参考】 千葉県の取組

地球温暖化対策に向けて

1993（平成5）年に地球サミットで採択されたローカルアジェンダ 21 の地域版である「千葉県地球環境保全行動計画」を策定し、地球環境保全に向けた取組を始め、2000（平成12）年に「千葉県地球温暖化防止計画」（平成18年改定）を策定し、総合的な対策を進めてきました。

当初、2010（平成22）年度までの計画でしたが、東日本大震災の影響などを踏まえ、期間を延長し、国の地球温暖化対策計画策定を踏まえ、2016（平成28）年9月に「千葉県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～CO2CO2 スマートプラン～」を策定し、新たな取組の展開を目指しています。

生物多様性保全に向けて

2003（平成15）年に「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」を施行し、2008（平成20）年に「生物多様性ちば県戦略」を策定するなど、生物多様性の保全に向けた取組を進めています。

【参考】 成田市における環境保全等の主な取組

地球温暖化対策に向けて

地球温暖化対策や温室効果ガス排出量削減に向けて、市民・事業者の省エネルギー行動の普及啓発をはじめ、住宅用省エネルギー設備設置費補助、事業者との「成田市地球環境保全協定」の締結など、それぞれの主体的な取組を支援してきました。

また、学校への太陽光発電施設の導入など、再生可能エネルギーの活用をはじめ、2016（平成28）年には、香取市との共同出資による地域電力会社を設立し、成田富里いずみ清掃工場のごみ発電と香取市の太陽光発電所で発電した再生可能エネルギーの地産地消への取組を進めています。

【成田市環境保全率先実行計画】

市は、環境の保全及び創造に向けた一事業者及び一消費者としての立場に立ち、率先して環境配慮行動を進めていくため、2002（平成14）年に「成田市環境保全率先実行計画」（以下、「率先実行計画」という。）を策定、2006（平成18）年に環境マネジメントシステムの国際規格 ISO14001 認証を取得、2008（平成20）年に第2次率先実行計画を策定し、環境にやさしいエコオフィス活動を推進してきました。

さらに、こうした取組の実績を踏まえ、2012（平成24）年3月に ISO14001 認証を返上し、成田市独自の環境マネジメントシステムを構築し、2013（平成25）年3月に第3次率先実行計画として「成田市役所エコオフィスアクション」を策定し、環境マネジメントシステムと一体となって運用していくことにより、環境配慮行動のさらなる推進を図っています。

生物多様性保全に向けて

生物多様性の保全に向けては、2014・2015（平成26・27）年度に第3次動植物生息調査と一緒に市民参加による「成田市生き物調査」を実施し、本市の自然環境への理解を深めていくための冊子「なりたの自然環境」、「なりたの自然を見てみよう！」としてまとめ、市ホームページなどで情報の提供を行っています。

協働による環境保全活動に向けて

環境の保全・創造にあたっては、市民・事業者・市の協働による取組が不可欠なため、市民・事業者の参加による「なりた環境ネットワーク」の設立と活動支援を行い、連携して市民の環境学習や環境保全活動を進めてきています。

環境教育・環境学習の推進に向けて

各学校での総合学習の時間での環境教育・学習の推進など、学校を核とした環境教育等の展開を進めてきています。

【参考】環境をとりまく主な動向（国の法令・計画）と千葉県・成田市の主な取組等

年	環境に係る主な国際的出来事、国の法令・計画等	成田市の主な取組等（※印は県）
1992（平成 4）	★国連環境開発会議（地球サミット）-リオ・デ・ジャネイロ 気候変動枠組条約・生物多様性条約の署名開始	
1993（平成 5）	・環境基本法制定 ・絶滅のおそれのある野生生物種の保存法施行	※千葉県環境憲章 ※千葉県地球環境保全行動計画
1994（平成 6）	●環境基本計画（第一次）	
1995（平成 7）	・容器包装リサイクル法公布・施行	※千葉県環境基本条例制定・施行 ※千葉県環境保全条例制定・施行（公害防止条例）
1996（平成 8）		※ちば新時代環境ビジョン ※千葉県環境基本計画
1997（平成 9）	★気候変動枠組条約第 3 回締結国会議（COP3）京都議定書採択	☆成田市環境基本条例の制定・施行
1999（平成 11）	・ダイオキシン類対策特措法（H13 年施行） ・化管法改正（PRTR 制度の導入）	○成田市地域循環型社会構築プラン（一般廃棄物処理基本計画） ○成田市生涯学習推進計画（第 1 次）
2000（平成 12）	●第二次環境基本計画 ・循環型社会形成推進基本法公布・施行・家電リサイクル法施行	●（第 1 次）成田市環境基本計画 ※千葉県地球温暖化防止計画
2002（平成 14）	★持続可能な開発に関する世界首脳会議（リオ+10） ・資源有効利用促進法施行・建設リサイクル法全面施行 ・エネルギー政策基本法施行	●（第 1 次）成田市環境保全率先実行計画 ※ちば環境再生計画
2003（平成 15）	○循環型社会形成基本計画（第一次） ・自然再生法施行・食品リサイクル法施行	※千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例施行
2004（平成 16）	・環境保全活動・環境教育推進法施行	※印旛沼流域水循環健全化緊急行動計画
2005（平成 17）	★京都議定書発効 ○京都議定書目標達成計画 ・外来生物法施行・景観法施行・食育基本法施行 ・自動車リサイクル法全面施行	
2006（平成 18）	●第三次環境基本計画 ○バイオマス・ニッポン総合戦略策定 ・改正省エネ法施行・有機農業推進法施行	☆3月 成田市・下総町・大栄町の合併 ○成田市新総合計画 ☆ISO14001 の認証取得
2007（平成 19）	○第 3 次生物多様性国家戦略	
2008（平成 20）	○第二次循環型社会形成推進基本計画 ○京都議定書目標達成計画改定 ○低炭素社会づくり行動計画 ・生物多様性基本法施行・エコツーリズム推進法施行 ・改正廃棄物処理法施行	●（第 2 次）成田市環境基本計画 ○（第 2 次）成田市環境保全率先実行計画 ○成田市一般廃棄物処理基本計画 ○成田市都市計画マスタープラン ※千葉県環境基本計画 ※生物多様性ちば県戦略
2009（平成 21）	・微小粒子状物質（PM2.5）に係る環境基準告示 ・改正地球温暖化対策推進法施行・食育基本法改正	
2010（平成 22）	★生物多様性条約締約国会議（COP10）名古屋開催 ○生物多様性国家戦略 2010 ○里地里山保全活動行動計画	○成田市緑の基本計画 ※印旛沼流域水循環健全化計画 第 1 期行動計画
2011（平成 23）	3月 11 日東日本大震災、福島第一原子力発電所事故 ・東日本大震災復興基本法施行 ・東日本廃棄物処理特措法及び放射性物質処理特措法施行 ・生物多様性地域連携推進法施行	○第 2 次成田市生涯学習推進計画
2012（平成 24）	★国連持続可能な開発会議（リオ+20） ★京都議定書第一約束期間終了 ●第四次環境基本計画 ○生物多様性国家戦略 2012-2020 ・環境教育等促進法（改正環境保全活動・環境教育推進法）施行 ・エコまち法（都市の低炭素の促進に関する法律）施行	☆ISO14001 の認証を返上 ○成田市循環型社会形成推進地域計画
2013（平成 25）	★気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 5 次評価報告書（第 1 次報告自然科学的根拠） ○第三次循環型社会形成推進基本計画 ・地球温暖化対策推進法改正・小型家電リサイクル法施行	○成田市役所エコオフィリアクション（第 3 次成田市環境保全率先実行計画） ○成田市環境マネジメントシステム（EMS）運用 ○成田市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）
2014（平成 26）	★気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 5 次評価報告書（第 2 次報告影響・適応・脆弱性、第 3 次報告気候変動の緩和）	●（第 2 次）成田市環境基本計画の中間見直し 環境保全率先実行計画（区域施策編）兼ねる ○成田市循環型社会形成推進地域計画変更報告 ○成田市景観計画 ☆国家戦略特区に指定
2015（平成 27）	★気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）パリ協定採択 ○気候変動の影響への適応計画	※千葉県環境基本計画 [改訂版]
2016（平成 28）	★4月、パリ協定に署名、11月パリ協定締結（COP22） 2030年迄に温室効果ガス排出量 2013年比 26%削減 ●地球温暖化対策計画・地球温暖化対策推進法一部改正	○成田市総合計画「NARITA みらいプラン」 ○成田市都市計画マスタープラン ※千葉県地球温暖化対策実行計画～CO2CO2（コツコツ）スマートプラン～

【記号】 国・国際的欄 / ★：主な国際的会合等 ・：主な関連法令 ●：環境基本計画 ○：主な関連計画
成田市の主な取組欄 / ※：県の主な条例や計画 ☆：市の主な条例や出来事 ●：市環境基本計画 ○：主な市の関連計画

参考資料(2) 成田市動植物生息調査の概要

【参考】 成田市における動植物生息調査と生物生息状況など

【成田市動植物調査、成田市生き物調査】

市では、市内に生息する動植物を調査することにより、自然環境の特性を把握し、保全を図っていくために、1993(平成5)年度以降、市内の主要な水辺周辺や内陸域の動植物生息調査(第1次及び第2次動植物生息調査)を実施し、2004(平成16)年度には調査から得られた自然環境データを基に自然環境の変化や地域別自然環境評価等の整理・解析を行いました。

2014~2015(平成26~27)年度には専門家やボランティアの市民(生き物調査員)による第3次動植物生息調査を実施し、第1次・第2次調査と同様に多くの生物の生息が確認されているほか、重要種も多数確認されています。

この調査で実施した市民(生き物調査員)による実績を踏まえ、2016(平成28)年度から千葉県立成田西陵高等学校・地域生物研究部が中心となり、市民参加による「成田市生き物調査」を実施しています。

市域の自然環境や生息する生物について、市民の関心や理解を高め、生物多様性の保全につなぐため、第1次・第2次調査の調査・評価結果をダイジェスト版に編集した小冊子「なりたの自然環境」を発行、第3次調査及び「成田市生き物調査」の結果報告を市のホームページで発信し、市ふるさとの生き物たちの生態をわかりやすく紹介してきています。

第3次調査でも、第1・第2次調査と同様に多くの生物の生息が確認されているほか、重要種も多数確認されています。

第1・2次調査と第3次調査で確認された種数は右表のようになっています。

調査及び調査年度 確認種数など	第1・2次調査 (H5~H15年度)			第3次調査 (H26・27年度)		成田市生き物調査 (市民調査、H26・27年度)			
	確認種	注目種①	注目種②	確認種	重要種③	調査対象種	報告種数	報告件数	
植物	123科 649種	20種	51種	929種	44種	3種	3種	89件	
動物	ほ乳類	7科 10種	—	7種	8種	—	4種	3種	62件
	鳥類	32科 119種	15種	72種	72種	28種	3種	3種	567件
	は虫類	—	—	13種	5種	4種	3種	3種	99件
	両生類	9科 18種	2種	—	6種	4種	2種	2種	18件
	昆虫類	217科 1,357種	14種	56種	1,186種	13種	5種	5種	113件
	魚類	11科 34種	14種	10種	27種	8種	4種	4種	28件
底生生物	貝類	—	3種						
	甲殻類	29科 47種	—	1種					
	水生昆虫	—	—			—	—	—	

備考 第1次動植物生息調査 H5~6年度に水辺調査、H7~8年度に陸域調査を実施、(※大栄地域はH1~H8年度に調査)
 第2次動植物生息調査 H14~15年度実施
 注目種① 環境省レッドリスト掲載種、上記の他、評価するだけの情報が不足している(「情報不足DDI」として、ケリ(鳥類)、コガムシ(昆虫類)、スギハラベッコウ(昆虫)、フルカワフハキリバチ(昆虫)、オオサカアオゴムシ(昆虫)、モンズメバチ(昆虫)、ドジョウ(魚類)、ヒラマキズマイマイ(貝類)が該当しています。
 注目種② 千葉県レッドリスト掲載種
 重要種③ 環境省レッドデータブック(2014)、千葉県レッドデータブック(動物編2011、植物編2009)により選定
 成田市生き物調査 「生き物情報大募集!成田市で見つけた生き物たち」として、調査対象種を設定し、市民参加により報告・確認された件数と種数、H26・27年度は、植物・動物を合わせて24種を調査対象種に設定。

【動植物調査・成田市生き物調査の結果概要】

第1次及び第2次動植物生息調査の結果、市内の河川及び池沼の周辺では、護岸工事等の影響を受けている地域が見受けられますが、比較的動植物の確認種数が多く、生物の多様性が認められました。また、環境省や千葉県のレッドリストの注目種も多く確認されています。

地域別には、中央部に位置する尾羽根川流域、荒海川流域では、他の調査区域に比べ確認された種数も多く、豊かな自然環境が存在しているほか、尾羽根川流域と隣接した下総地域南部や大栄地域西部も同様の自然環境が存在していると考えられます。成田国際空港周辺域はコンクリート等で覆われている部分が広く、確認種数が少なくなっています。一緒に調査された湧水地点は、印旛沼と成田ニュータウンに挟まれた八代地区に多く分布することが確認されています。

確認された外来種は、植物では109種、動物ではほ乳類は1種、両生類・は虫類は2種、昆虫類は20種、底生生物は2種、魚類は3種が確認されています。市内印旛沼周辺において、特定外来生物に指定されているカミツキガメが確認されています。

	確認種数	主な外来種
植物	109種	セイタカアワダチソウ、ブタクサなど
動物	ほ乳類	1種 ハクビシン
	は虫類	1種 ウシガエル
	両生類	1種 アカミミガメ
	昆虫類	20種 セイヨウミツバチ、アオマツムシなど
	魚類	3種 オオクチバス、ソウギョ、ブルーギル
	底生生物	2種 アメリカザリガニ、サカマキガイ
特定外来生物(指定)	印旛沼周辺のカミツキガメ	

参考資料（3） 第2次成田市環境基本計画（中間見直し）の進捗状況

第2次成田市環境基本計画の基本的施策及び重点施策の進捗状況について、関係各課の取組実施状況と今後の方向について、調査を行った結果を、右の凡例で示すと、以下のようになっています。

取組の評価（進捗状況）		今後の取組の継続性等	
↑	全体として計画以上に進行している	1	今後、拡大して推進
↗	全体として計画通りに着実に進行している	2	内容を一部変更して推進
→	全体として取組が進められている	3	現状の取組を推進
↘	全体として取組があまり進んでいない	4	取組を縮小していく
↓	全体として取組が進んでいないか未着手	5	他の取組と統合していく
		6	取組（事業等）が終了、または終了予定

①基本施策の進捗状況

基本目標	個別目標	取組方針	取組（基本施策）	取組の進捗状況	取組の方向
地域の環境 豊かな緑や自然を未来に引き継ぐ	個別目標 1 自然に配慮したまちをつくる	1-1 緑にあふれるまちをつくる			
		地域緑化の推進	→	3	
		緑化運動の支援	↗	3	
		緑化意識の啓発	↗	3	
		1-2 農地の保全を進める			
		環境保全型農業の促進	↗	3	
		環境に配慮した農業経営の支援	↗	3	
		農地とふれあう機会の提供	↗	3	
		1-3 計画的な土地利用を推進する			
	法令等の順守		事案等への対応（チェックなし）		
	開発時における土地利用の適正指導				
	個別目標 2 自然と生態系を守り、親しみやすい環境をつくる	2-1 里地や水辺の自然環境を守る			
		里地の保全と適正管理	→	3	
		水辺環境・水循環の保全	↗	3	
		2-2 多様な生態系を守る			
調査、研究の推進		↗	2		
生態系の保護		→	3		
2-3 自然と親しむことができる環境をつくる					
里地の整備		→	3		
水辺環境の整備		↗	3		
地球の環境 低炭素社会づくりを推進する	個別目標 3 低炭素な暮らしを身につける	3-1 省エネルギー行動への転換を進める			
		市民・事業者への普及啓発	→	3	
		市民・事業者の支援	↗	2 3	
		学校における省エネルギー活動の推進	→	3	
		市役所における率先実行活動の推進	→	2 3	
		3-2 3R運動を推進する			
		グリーンコンシューマーの育成	↗	3	
		3Rの推進	↗	2 3	
	市役所における率先実行活動の推進	→	3		
	個別目標 4 低炭素なまちをつくる	4-1 再生可能エネルギーを普及促進する			
		太陽光発電システムの設置促進	↑	2 3 6	
		その他再生可能エネルギーの研究	↗	3	
		4-2 環境に配慮した交通環境を整備する			
		公共交通機関などの利用啓発	→	3	
		環境に配慮した自動車利用の推進	→	3	
4-3 廃棄物の適正処理を推進する					
ごみの適正処理の推進	↗	3			

①基本施策の
進捗状況

基本目標	個別目標	取組方針	取組 (基本施策)	取組の 進捗状況	取組の 方向
身近な 環境 安全・安心で快適な環境を守る	個別目標 5 安全で安心な生活環境を確保する	5-1	きれいな空気を守る		
			監視・測定の実施	↗	3
			規制、指導の実施	↗	3
			野焼きの防止	↗	3
		5-2	騒音・振動を防止する		
			監視・測定の実施	↗	3
			規制、指導の実施	↗	3
			航空機騒音対策	↗	3
		5-3	河川や地下水を守る		
		生活排水対策の推進	→	3	
		監視・測定の実施	↗	3	
		規制、指導の実施	↗	3	
		安全な飲用水の確保	→	2 3	
		土壌・地下水の保全	↗	3	
	育む 環境 環境にやさしい人づくりを進める	個別目標 6 豊かな景観や文化を育む	6-1	街並みに配慮した景観をつくる	
			景観保全の推進	↗	3
			景観保全市民活動の支援	↗	3
6-2		豊かな文化を次世代へ継承する			
		文化財の保存・継承	→	3	
	伝統文化の保存継承	→	3		
育む 環境 環境にやさしい人づくりを進める	個別目標 7 環境にやさしい人を育成する	7-1	学校における環境教育を推進する		
			総合学習における環境教育の推進	→	3
			地域全体での環境学習の推進	↘	3
		7-2	地域における環境学習を推進する		
		生涯学習における環境学習講座の推進	↗	3	
		環境情報提供の推進	↗	3	
	個別目標 8 市民・事業者・市のパートナーシップを形成する	8-1	環境を大切にすることを育む		
			不法投棄対策の推進	↗	3
			環境美化啓発の推進	↗	3
		8-2	環境活動の基盤を整備する		
		市民の環境活動の支援体制の充実化	↗	3	
		環境に配慮した産業の育成	↓	3	
8-3	協働で取り組む基盤を整備する				
	市民・市の情報共有化	↘	3		
	市民・事業者・市が連携できる場の構築	→	3		

現行計画に掲げられた基本施策における市の取組内容の進捗状況は、全体的には、概ね、計画通り進められてきています。なお、計画以上に取組が進められた施策としては、太陽光発電システムの設置促進が上げられます。また、全体として取組が進められていない又は着手していない基本施策としては、環境に配慮した産業の育成となっています。

②重点プロジェクトの進捗状況

重点プロジェクト	取組内容	市の取組内容	取組		主な関連事業
			評価	方向	
① 生物多様性の保全	動植物生息調査の継続	・動植物生息調査の定期的な実施と継続	↗	2	動植物生息調査事業
	市民参加(協働)の推進	・市民の参加や協働による動植物生息調査の推進 ・自然観察会などのイベントや学習会の企画・開催	↗	2 3	動植物生息調査事業 なりた環境ネットワーク推進事業
	生物多様性の推進体制整備などの検討	・市民や事業者と協働で生物多様性保全の取組を推進するための体制整備 ・動植物生息調査の結果に基づく市内の生物の現状の公表	↗	2 3	自然環境の保全に関すること 動植物生息調査事業
② 低炭素なまちづくりの推進	各主体の取組支援	・「成田市地球環境保全協定」締結の促進など、事業者の省エネルギー・省資源などの取組の支援 ・住宅用省エネルギー設備への補助金交付など、市民の省エネルギーの取組の支援	↗	2 3	成田市地球環境保全協定 成田市住宅用省エネルギー設備設置費補助
	公共施設の低炭素化の推進	・公共施設への太陽光発電などの再生可能エネルギー設備の積極的な導入 ・公共施設への BEMS や高効率空調設備などの省エネルギー設備の積極的な導入 ・公共施設の環境配慮ガイドラインなどの策定の検討	↗	2 3 6	庁舎管理事業 小・中学校太陽光発電導入事業 保育園整備事業 庁舎管理事業 小・中学校施設維持整備事業 小・中学校空調設備機能回復事業 成田市環境保全率先実行計画
	環境に配慮した交通手段の推進	・コミュニティバスの利用促進 ・公用車への電気自動車やハイブリッド車などの低公害車の導入推進 ・ノーマイカーデーや相乗り通勤などの奨励、マイカー通勤を抑制する取組の検討 ・徒歩や自転車による移動の推進	→	1 3	コミュニティバス運行事業 庁用車管理事業 成田市環境保全率先実行計画 環境基本計画推進事業 成田市環境保全率先実行計画
③ 学校における環境教育・学習の推進	学校を核とした環境教育・学習の推進	・学校：授業や学校活動における環境教育・学習や環境活動の積極的な推進 ・(仮称)学校エコチャレンジ」といった学校での環境教育・学習及び環境活動の推進	↘	1 3	特色ある学校づくり事業 特色ある学校づくり事業 環境基本計画推進事業
	市民団体や事業者のノウハウ活用	・学校：市民団体や事業者が提供する環境教育カリキュラムなどの導入の検討 ・市民団体や事業者が提供する環境教育カリキュラムなどの情報提供、学校での環境教育・学習や環境活動の支援	↘	1 3 4	特色ある学校づくり事業 環境基本計画推進事業 環境基本計画推進事業 特色ある学校づくり事業

現行計画に掲げられた重点プロジェクトにおける市の取組内容の進捗状況は、全体的には、概ね、計画通り進められてきています。なお、全体として取組があまり進んでいない取組としては、学校における環境教育・学習の推進が上げられます。

資料1 成田市環境基本条例

平成9年3月31日 条例第17号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(環境白書)

第7条 市長は、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにするため、成田市環境白書を定期的に作成し、公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

(環境基本計画の策定)

- 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成田市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
 - (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ成田市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、施策に関する計画の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全及び創造に十分配慮しなければならない。
(規制の措置)

第10条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。
(環境の保全及び創造に関する協定の締結)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全及び創造に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための助成措置)

第12条 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を執るよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるものとする。

(施設の整備その他の事業の推進)

第13条 市は、緩衝緑地その他の環境の保全上の支障を防止するための施設及び下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備その他環境の保全及び創造に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第15条 市は、環境の保全及び創造についての施策に、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する学習の推進)

第16条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造への理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が促進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全及び創造に関する学習の推進を図るものとする。

(自発的な活動を促進するための措置)

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者の構成する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、市民に対して環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第19条 市は、環境の状況の把握又は今後の環境の変化の予測に関する調査その他環境を保全及び創造するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の実施)

第20条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制を整備するとともにその実施に努めるものとする。

第3章 地球環境保全の推進等

(地球環境保全の推進)

第21条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第4章 環境の保全及び創造の推進体制等

(環境の保全及び創造の推進体制の整備)

第22条 市は、市、事業者及び市民との協力により、環境の保全及び創造を推進するための体制を整備するものとする。

(他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、県及び他の市町村と協力して、その推進を図るものとする。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。


資料 2 計画策定の経緯

2-1 計画策定の経緯


年	月	内容	備考
平成 28年	9月～11月	関係各課への調査	第2次計画における施策及び重点プロジェクトの実施状況、今後の方向等の把握
	10月12日～ 10月26日	第3次成田市環境基本計画策定に係る環境意識調査の実施	満16歳以上の市民2,000名 市内に所在・活動する事業所：200社
	11月～12月	環境意識調査結果の整理 環境課題の抽出と整理	市民・事業者からみた環境課題等の抽出
平成 29年	1月～3月	第3次成田市環境基本計画素案の作成	
	3月24日	環境部定例会議	第3次環境基本計画（素案）について検討
	4月～6月	成田市環境保全率先実行計画（区域施策編）の目標及び重点プロジェクト推進 目標・指標等の検討 第3次成田市環境基本計画素案の調整及び作成	
	6月16日	成田市環境管理委員会幹事会	第3次環境基本計画の策定について
	6月26日	成田市環境管理委員会	第3次環境基本計画の策定について
	～6月末	関係各課等の意見把握	計画素案に対する意見等の反映
	7月13日	平成29年度第1回 成田市環境審議会	環境基本計画の策定について 一般廃棄物処理基本計画の策定について
	8月10日	成田市環境管理委員会・管理 委員会幹事会合同会議	第3次成田市環境基本計画に係るパブリック コメント案について
	9月12日	9月市議会定例会 経済環境常任委員会報告	成田市環境基本計画の策定について
	10月2日～ 10月31日	パブリックコメント実施	計画原案に対する意見等の募集
	10月2日～ 10月11日	市民説明会開催	市内4カ所にて開催、来場者への計画原案の 概要説明と意見を募集（約350人）
	11月	パブリックコメント結果の反映と環境基本計画（案）の作成	
	12月18日	平成29年度第4回 成田市環境審議会	環境基本計画（案）について【諮問】 パブリックコメント実施結果について【報 告】 答申について
12月18日	答申	環境審議会長より市長に答申	
平成 30年	3月	成田市環境基本計画策定	第3次計画

2-2 環境審議会

(1) 諮問書


成環計第 602 号
平成 29 年 12 月 18 日

成田市環境審議会
会長 本橋 敬之助 様

成田市長 小 泉 一 成 


成田市環境基本計画について（諮問）

成田市環境基本条例第 8 条により、別添「成田市環境基本計画（案）」について、貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申書

平成 29 年 12 月 18 日

成田市長 小 泉 一 成 様

成田市環境審議会 
会長 本橋 敬之助

成田市環境基本計画について（答申）

平成 29 年 12 月 18 日付け成環計第 602 号で諮問のありました「成田市環境基本計画（案）」について、慎重に審議を重ねた結果、その内容が妥当であるとの結論に達しましたので、答申します。

(3) 成田市環境審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

任期：平成 29 年 11 月 1 日～平成 31 年 10 月 31 日

区分	氏名	選任区分
会長	本 橋 敬之助	学識経験のある者
副会長	片 岡 孝 治	学識経験のある者
委員	富 井 柁 夫	学識経験のある者
委員	小 島 猛	学識経験のある者
委員	宮 崎 廣 文	団体の代表
委員	荒 居 正 一	団体の代表
委員	豊 田 いつ子	団体の代表
委員	印 宮 昭 夫	団体の代表
委員	須 田 恭 子	団体の代表
委員	根 本 祥 宏	事業所の代表
委員	西 山 重 男	事業所の代表
委員	長谷川 吉 昭	事業所の代表
委員	綿 貫 沢	公募の市民
委員	杉 原 文 哉	公募の市民
委員	醍 醐 貴 大	公募の市民
委員	林 大八郎	公募の市民
委員	岩 本 晃 郎	公募の市民

資料3 環境関連法令等の体系

	国	千葉県	成田市
環境一般	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本法 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 環境影響評価法 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県環境基本条例 千葉県環境影響評価条例 千葉県環境保全条例 	<ul style="list-style-type: none"> 成田市環境基本条例 成田市環境審議会設置条例 【成田市環境基本計画】
地球環境	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の推進に関する法律 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 特定製品に係るフロン類等の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 都市の低炭素化の促進に関する法律 		<ul style="list-style-type: none"> 【成田市環境保全率先実行計画】
エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> エネルギーの使用の合理化に関する法律 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 		
大気汚染 悪臭	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染防止法 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 悪臭防止法 	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例 千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例 千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> 成田市公害防止条例
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> 騒音規制法 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 振動規制法 		<ul style="list-style-type: none"> 成田市航空機公害防止条例 （成田市公害防止条例）
水質汚濁 地盤沈下	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法 湖沼水質保全特別措置法 下水道法 浄化槽法 工業用水法 建築物用地下水の採取の規制に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例 千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 湖沼水質保全特別措置法に基づき指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例 	<ul style="list-style-type: none"> 成田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 成田市下水道条例 （成田市公害防止条例） 【成田市生活排水対策推進計画】
土壌汚染	<ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染対策法 	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> 成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例 （成田市公害防止条例）
廃棄物 リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会形成推進基本法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 資源の有効な利用の促進に関する法律 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 特定家庭用機器再商品化法 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 使用済自動車の再資源化等に関する法律 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例 千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例 千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> 成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 成田市リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例 成田市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例 成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 【成田市一般廃棄物処理基本計画】
化学物質	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律 ダイオキシン類対策特別措置法 		
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全法 都市緑地法 首都圏近郊緑地保全法 都市公園法 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 生物多様性基本法 森林法 文化財保護法 	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県自然環境保全条例 千葉県立自然公園条例 千葉県動物の愛護及び管理に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> 成田市都市公園条例
被害救済	<ul style="list-style-type: none"> 公害健康被害の補償等に関する法律 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 景観法 		<ul style="list-style-type: none"> 成田市空き地に係る雑草等の除去に関する条例

資料4 環境基準等

4-1 大気

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）
二酸化硫黄（SO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。（48.5.16告示）
一酸化炭素（CO）	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。（48.5.8告示）
浮遊粒子状物質（SPM）	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。（48.5.8告示）
二酸化窒素（NO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。（53.7.11告示）
光化学オキシダント（O _x ）	1時間値が0.06ppm以下であること。（48.5.8告示）

備考1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。

3 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることもならないよう努めるものとする。

4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

二酸化窒素に係る千葉県環境目標値

物質	目標値
二酸化窒素（NO ₂ ）	日平均値の年間98%値が0.04ppm以下

(2) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4告示）
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4告示）
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4告示）
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。（H13.4.20告示）

備考1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

(3) ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。（H11.12.27告示）

備考1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

(4) 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質（PM _{2.5} ）	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。（H21.9.9告示）

備考1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

2 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

4-2 水質

(1) 河川（湖沼を除く。）に係る環境基準

成田市では、利根川が1973（昭和48）年3月に環境基準河川A類型に、同年7月には大須賀川、栗山川上流が環境基準河川A類型に、根木名川が環境基準河川B類型に指定されています。河川の「生活環境の保全に関する環境基準」は以下のとおりです。

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	利根川 大須賀川 栗山川
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下	根木名川
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこ と。	2mg/L 以上	-	

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(2) 湖沼に係る環境基準

天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖が対象。

成田市では、印旛沼が湖沼A類型と湖沼Ⅲ類型に指定されています。湖沼の「生活環境の保全に関する環境基準」は以下のとおりです。

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌 群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	印旛沼
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	-	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	-	

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当 水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	印旛沼
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	

基準値は年間平均値とする。

水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(3) 地下水に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

4-3 土壌

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒（ひ）素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

- 備考 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

4-4 騒音

(1) 騒音に係る環境基準

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A A	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2 A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

(2) 道路に面する地域の環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
a地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
b地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びc地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する常時の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として開けた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）にすることができる。	

(3) 航空機騒音に係る環境基準

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値	該当地域
I	57デシベル以下	Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域
II	62デシベル以下	IIをあてはめる地域は、I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

4-5 ダイオキシン

(1) ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/l以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

- 備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
 3 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

用語の解説

<1,2,3…>

3R

ごみ減量の行動理念である次の3つの頭文字(R)をとった活動のこと。次の順番で取り組むことにより、ごみを減らす効果がある。

- ・リデュース (Reduce) : ごみを元から減らす …ごみにひきかえなもの、買う量・使う量・売る量とも減らしていく。
- ・リユース (Reuse) : 再使用、繰り返し使用…使って不要になった製品や部品を繰り返し使う。
- ・リサイクル (Recycle) : 再資源化…リユースできなく廃棄されるものを正しく分別し、資源として再利用する。

3Rに「リフューズ (Refuse) : 断る」を加えて「4R」、さらに「リペア (Repair=修理して使う)」を加えて「5R」という場合もある。

<A,B,C…>

COP

気候変動枠組条約締約国会議のこと。1992年に大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、同条約に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP) が 1995 年から毎年開催されている。

ESD

持続可能な開発のための教育 (Education for Sustainable Development) の略で、現代社会の課題 (地球規模の環境・貧困・人権・平和・開発など) を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む (think globally, act locally) ことにより、課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、それによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。持続可能な社会づくりの担い手を育む教育のこと。

ISO 14001

環境マネジメントシステムの国際規格の一つで、国際標準化機構 (ISO) で制定した環境管理と改善の手法を標準化・体系化したもの。①計画 (Plan)、②実行 (Do)、③点検 (Check)、④見直し (Action) という PDCA サイクルを構築し、継続的に実施することで環境への負荷の低減を図る。

L_{den}62 デシベル

航空機騒音の評価指標。時間帯補正等価騒音レベルのことで、航空機騒音をエネルギーとして加算するもので、夕方や夜間の値には重み付けを行う。単位はデシベル。

L_{den}62 デシベルは、専ら住居の用に供される地域以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域に当てはめられた基準値で、62 デシベル以下を達成する必要がある地域を指す。

PM2.5 (微小粒子状物質)

大気中に浮遊している直径が 2.5μm 以下の超微粒子 (1μm は 1mm の千分の一)。微小粒子状物質という呼び方をされることもある。大気汚染の原因物質の一つ。2009年9月に環境基準が定められた。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こすおそれがある。従来から環境基準が定められていた SPM (浮遊粒子状物質) は、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものを指す。

<あ行>

エコアクション21

ISO14001 をベースに環境省が策定した環境活動評価プログラムで、中小規模の事業者でも簡易な手法で環境マネジメントの構築ができ、その結果、エネルギーの消費量やコストの削減を図ることができる。

エコオフィス

環境方針の下、勤務者全員が省エネ・省資源活動に積極的に取り組んでいる事業所のこと。

エコドライブ

アイドリングストップの実施、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキの抑制、適正なタイヤ空気圧の点検など、省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出抑制のための運転技術を言う。

エコマーク

環境への負荷が少なく環境保全に役立つと認められた商品に付けられる環境ラベルの一種。約 70 の商品類型ごとにエコマーク商品として認定されるための基準があり、専門家による審査委員会で基準を満たしているか確認し、認定が行われる。

エコライフ

自分の日常生活がまわりの環境や自分自身に影響を及ぼしていることを認識し、少しずつでも何らかの行動を起こしているような生活スタイルを言う。

エネルギーマネジメントシステム

Energy Management System (略称 EMS) : 一般的には、家庭やビルでエネルギー使用の最適化を図るシステムをいい、ICT (情報通信技術) を用いて、家庭やビル、工場などのエネルギー使用を管理しながら最適化するコンピュータシステムのこと。

温室効果ガス

Greenhouse Gas/略称 GHG : 大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスという。1997年の第三回気候変動枠組条約締約国会議 (COP3) で採択された京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF₆が削減対象の温室効果ガスと定められた。

<か行>

外来種

人間の活動によって動植物が移動し、それまで生息していなかった地域に定着し、繁殖するようになった種のこと。地域の在来種との生存競争が起こり、在来種が絶滅に追いやられるケース等が生じている。

化学的酸素要求量 (COD)

湖沼、海などの有機物などによる汚れの度合いを示す指標であり、水中の有機性汚濁物質が化学的に分解されるときに必要な酸素の量で、この数値が大きいほど水質汚濁が進んでいる。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性と調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した農業。

環境基準

環境基本法第16条において、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義された、環境施策に係る行政目標のこと。環境基準は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について定められている。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたす恐れのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

環境マネジメントシステム

環境管理システム、Environmental Management System (EMS) とも言う。事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価することで、環境保全に関する方針・目標・計画等を定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して、方針等を見直すという一連の手続き。

環境リスク

人為活動によって生じた環境の汚染や変化（環境負荷）が環境の経路を通じて、ある条件のもとで人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性（おそれ）のこと。有害化学物質を指していたが、最近では温暖化に伴う気候変動リスクなども含めて言うことがある。

クールスポット

クールシェアスポットともいう。クールシェアとは、暑い時はみんなでいっしょに涼しい場所に集まり、ゆったりとした時間を過ごすことができる場所のこと。

光化学オキシダント

オキシダント (Ox) とは、オゾン、アルデヒド、PAN (パーオキシアセチルナイトレート) などの酸化性物質の総称である。大気中の窒素酸化物、炭化水素等が紫外線によって光化学反応を起こした結果生成するオキシダントは光化学オキシダントとも呼ばれ、その大部分はオゾンで、光化学スモッグの原因物質と言われている。

コージェネレーションシステム

燃料を燃やして得られる熱を動力や電力に変えると同時に、その排熱（未利用熱）を熱源として暖房・給湯などにも利用するシステムで、熱効率（省エネルギー効果）が極めて高い。

コンポスト化（コンポスト）

生ごみや落ち葉、わらのような植物、下水汚泥等の有機物を、微生物を利用して発酵・分解して堆肥化すること。コンポストは、堆肥化するための容器・設備を言う。

里山（里地里山）

里山とは、人里近くにある薪や山菜の採取など生活に結びついた山や森林を指す。山林に隣接する農地と集落を含めて言うこともある。里地里山とも言い、原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域の総称。農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきた地域で、特有の生物の生息・生育環境、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域のこと。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定める廃棄物をいう。産業廃棄物の処理は、排出事業者が自ら処理することが原則とされている。

市街化区域

都市計画法に基づき、無秩序な市街化防止と計画的な市街化を図るため、市街化調整区域と共に都市計画区域を区分して定められる区域。

市民農園

住宅地内あるいはその周辺の用地を一定の大きさに区分し、貸し出される家庭菜園。ドイツのクラインガルテンが有名である。

スマートハウス

家電や設備機器を情報化機器等で接続し最適制御を行うことで、生活者のニーズに応じた様々なサービスを提供する住宅の概念で、一般的には、ホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS) が導入されている住宅を言う。

生態系

生物群集（植物群落と動物群落）及びこれらを取り巻く自然界の物理的・科学的環境要因が総合された系のこと。

(生態系サービス)

人類は、生態系によって提供される多くの資源とプロセスから利益を得ている。このような利益を総称して生態系サービスと言う。

生物化学的酸素要求量 (BOD)

河川の有機物などによる汚れの度合いを示す指標であり、水中の有機性汚濁物質が微生物によって分解されるときに必要な酸素の量で、この数値が大きいほど川が汚れていることになる。普通、下水や排水中の主として有機物を分解させる微生物を入れて、酸素で飽和した水を加えて一定の温度 (20℃) で5日間放置し、水中の酸素の減少量で BOD を測定する。

生物多様性（生物の多様性）

Biodiversity：あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を指す。また、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでも含めた幅広い概念。

(生物の多様性に関する条約)

地球上の野生生物の多様さをそれらの生息環境とともに最大限に保存し、その持続的な利用を実現、さらに生物の持つ遺伝資源から得られる利益の公平な分配を目的としている。1992年5月ケニアのナイロビで採択、1993年12月発効。1992年6月の地球サミットで、日本も署名している。生物多様性条約の第6条には、各締約国が生物多様性の保全及び持

<さ行>

再生可能エネルギー

自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指す。

持続可能な利用を目的とする国家的な戦略を策定することが規定されており、国はこれを受け1995年10月地球環境の保全に関する関係閣僚会議において「生物多様性国家戦略」を決定した。

雑木林

様々な種類の樹木が混じって生えている林。

<た行>

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをまとめてダイオキシン類という。無色無臭の固体で水に溶けにくく、油などに溶けやすい。物の燃焼に伴い非意図的に生成し、廃棄物焼却炉などから排出される。ダイオキシン類の中で2,3,7,8-TCDDは最も強い急性毒性がある物質であり、WHOでは発がん性があると評価している。

堆肥

コンポスト (Compost) とも言い、落ち葉などを自然に腐敗発酵させて作った肥料のこと。ごみの処分の方法で、集められた枯れ木や草、生ごみを好氣的に消化安定させ、それらを急速堆肥として利用する。

地球温暖化

物の燃焼に伴ってできる二酸化炭素などは、地球から宇宙に熱を逃がす赤外線を吸収して地球の温度を高く保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれている。このような温室効果ガスの大気中の濃度が高くなることにより、地表面の気温が上昇し、21世紀には2度～3度、地球の平均気温が上がってしまうと予測されている現象のこと。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガスに含まれる人体への有害物質の量や騒音が大幅に少ない電気自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車などをいう。低公害車の普及は、地球温暖化対策や、大都市の大気汚染の改善のための抜本的な対策の一つとして期待されている。

低炭素社会

地球温暖化対策に向け、人間の諸活動によって排出される主要な温室効果ガスである二酸化炭素 (CO₂) の排出量が少ない産業や生活のしくみを構築した社会のこと。

特定外来種

外来生物 (海外起源の外来種) であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から「外来生物法」で指定された生物で、生きているものに限られ、個体だけでなく、卵、種子、器官なども含む。

<な行>

二酸化炭素

炭酸ガス又は無水炭酸ともいう。無色、無臭の安定な気体で水に溶け、溶液は微酸性を呈する。大気中には約0.03%存在し、植物の光合成に欠くことのできないものである。しかしながら、人間が石油、石炭、天然ガスという化石燃料を大量に使うようになり、数十年前に比べると十数%ぐらい増加し、引き続き増加の傾向にあるとされている。

ネットワーク

Network: 網状の組織のこと。いろいろなものが網状につながっている状況や概念。通信網やコンピュータネットワーク、交通網などのほか、人と人・組織とのつながりなどの社会的ネットワークなどがある。

ノーカーデー

車を使用しての外出を控え、公共交通機関を利用し二酸化炭素排出抑制に努める日。

<は行>

バイオマス

もともとは、生物 (bio) の量 (mass) のこと (Biomass) であるが、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源 (化石燃料は除く) をいうことが多い。基本的には草食動物の排泄物を含め1年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指す。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物がある。

ビオトープ

生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Topo”を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。本書では、野生生物の生育・生息空間の場として、自然環境の復元や創造を行うことを広く示すものとしている。

保水、保水機能

雨水が木の葉に付着したり、凹地にたまったり、地面に一時的にしみ込むことによって、水が蓄えられる働きをいう。これらの保水機能によって、川への安定した水の供給や、雨が降っても一度に流れ出さない役割をしている。森林が失われると、保水能力の低下を招き、台風や集中豪雨などの大雨により土砂崩れなどの自然災害を誘発し、大きな被害が出やすくなる恐れがある。

ヒートポンプ

燃焼から熱エネルギーを取り出す代わりに、熱の移動によって取り出すシステムのこと。動力エネルギーの3倍近くの熱を利用できるといわれており、石油などの化石燃料を燃やして熱を得る従来のシステムに比べ、エネルギーの利用効率が非常に高い。

浮遊粒子状物質

浮遊粉じんのうち粒径10μm (1μmは1000分の1mm) 以下のもの。大気中での滞留時間が長く、気道や肺胞に沈着して健康上有害な影響を与える

<ま行>

緑の基本計画

「都市緑地法」に基づき、市町村が緑地の保全や緑化の推進を総合的・計画的に実施するため、その将来像や目標、施策などを定める基本計画のこと。

<や行>

谷津

台地に刻まれた谷（開析谷）の斜面や谷底から湧き出る地下水（湧水）によって作られた低湿地。

<ら行>

ライフサイクルアセスメント

製品等に関する資源の採取から製造、使用、廃棄、輸送などすべての段階を通して環境影響を定量的、客観的に評価する手法のこと。英語の頭文字（Life Cycle Assessment）をとり、LCAと呼ばれる。

リサイクル

3 R参照、Recycle：再資源化…リユースできなく廃棄されるものを正しく分別し、資源として再利用する。

リデュース

3 R参照、Reduce：ごみを元から減らす …ごみになりそうなものは、買う量・使う量・売る量とも減らしていく。

リユース

3 R参照、Reuse：再使用、繰り返し使用…使って不要になった製品や部品を繰り返し使う。

リフューズ

3 R参照、Refuse：断る…ごみとなるものをもらわない・買わないなど断る。

リペア

3 R参照、Repair：修理して使う…壊れてしまったものを修理して長く使う。

成田市環境基本計画

地球にやさしい
環境交流都市 成田

2018（平成30）年3月

発行：成田市

編集：成田市環境部環境計画課

住所：〒286-8585

千葉県成田市花崎町760番地

電話：0476-20-1533


メールアドレス：

kankei@city.narita.chiba.jp

登録番号：成環計 17-042

(裏 表 紙 - 裏)



リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

R70

古紙パルプ配合率70%再生紙を使用